ロ　当該商品取引契約を締結するまでの間に、当該商品先物取引業者が、当該顧客がイ(1)から(3)までに掲げる条件に該当することを、次に定める書面により確認し、かつ、当該書面を当該確認の日から十年間保存すること。

(1)　イ(1)に掲げる条件については、身分証明書その他の当該顧客の年齢又は生年月日を証する書面

(2)　イ(2)に掲げる条件については、当該顧客が年収及び保有金融資産額の内訳を申告した書面（(3)において「年収・金融資産申告書」という。）

(3)　イ(3)に掲げる条件については、年収・金融資産申告書及び書面若しくは電子情報処理組織（商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。第百十一条において同じ。）を使用して行われた試験により適切な理解をしていることが確認できる書面（電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を含む。）又は資格証明書その他の当該顧客が資格保有者であることを証する書面

ハ　次に掲げる全ての事項を当該商品取引契約の内容とすること。

(1)　当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から十四日以内に、当該商品先物取引業者が当該商品取引契約に係る取引につき、商品取引契約の締結の勧誘を行うこと及び第百一条各号に掲げる事項についての当該顧客の指示を受けることができないこと。

(2)　当該商品先物取引業者は、当該商品取引契約を締結した日から取引の開始日までの間に、当該顧客の年収と保有金融資産額との合計額の三分の一の額を上限とした額（以下「投資上限額」という。）を設定しなければならず、当該商品取引契約締結の日から一年以内にあっては、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領することはできず、かつ、取引証拠金等の額が投資上限額に達した場合には、決済を結了しなければならないこと。

(3)　当該商品先物取引業者が次のいずれかに該当する場合には、当該商品先物取引業者が当該取引を自己の計算においてしたものとみなすこと。

(i)　イ、ロ若しくはハ(1)若しくは(2)の規定に反し、又はロ(1)から(3)までに掲げる書面の記載が事実と異なることを知りながら、当該商品取引契約を締結し取引を行ったとき。

(ii)　ハ(1)の規定に反し、当該顧客の指示を受け取引を行ったとき。

(iii)　ハ(2)の規定に反し、投資上限額を超えて取引証拠金等を受領し、又は決済を結了せずに取引を行ったとき。

第百三条第一項に次の二号を加える。

二十七　前条第二号又は第三号の規定に掲げる行為により商品取引契約を締結した場合において、当該商品取引契約の内容とされた同条第二号ハ又は第三号ハ(1)から(3)までに掲げる事項に反して取引を行うこと。

二十八　当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、前条第二号又は第三号に掲げる行為を行うこと。

第百十一条第一項第一号イ中「（商品先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）」を削る。

第百二十六条の十九に次の一号を加える。

十　当該商品先物取引仲介業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、第百二条の二第二号又は第三号に該当する行為を行うこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

（検討）

第二条　主務大臣は、この省令の施行後一年を目途として、この省令の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2　主務大臣は、この省令の施行後、商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者による勧誘の実態が著しく委託者の保護に欠ける状況にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

○国土交通省令第四号

道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十三号）の一部及び道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第二十一号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条の二第三項並びに第三十九条の三第二項第三号、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第七項、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第十四条第一項及び第二項並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の三の三第二項の規定に基づき、並びに道路法及び道路法施行令を実施するため、道路法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路法施行規則等の一部を改正する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の四の八中「第三十三条第二項第一号」を「第三十三条第二項第二号」に改める。

第四条の四の九中「第三十三条第二項第二号」を「第三十三条第二項第三号」に改める。

第四条の五の二を第四条の五の五とし、第四条の五の次に次の三条を加える。

（占用入札を実施することが道路の管理上適切でない場所）

第四条の五の二　法第三十九条の二第三項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。

一　法第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、道路の新設、改築又は修繕に関する工事が予定されている場所

二　法第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所

三　その他国土交通大臣が定める場所

（入札占用計画の記載事項）

第四条の五の三　法第三十九条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日、性別その他必要な事項

二　入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日、性別その他必要な事項

三　入札対象施設等を設置する予定期間

四　法第三十九条の四第四項ただし書の規定により落札者を決定する占用入札を行う場合においては、占用料の額

五　その他道路管理者が必要と認める事項

第四条の五の四　道路管理者は、令第十九条の三の三第二項及び第三項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第四条の十六中「第三十五条の三第一号」を「第三十五条の四第一号」に改める。